

# 序 「都市計画マスタープラン」について

## 1 策定の背景

本市では、平成11年（1999年）3月に平成22年（2010年）を目標年次とする「都市計画の基本方針：都市計画マスタープラン」を策定し、計画的な都市づくりに取り組んできました。

その後、平成19年（2007年）10月に「第4次徳島市総合計画」を策定し、本市の将来像を「心おどる水都・とくしま」と定め、まちづくりに取り組んでいます。

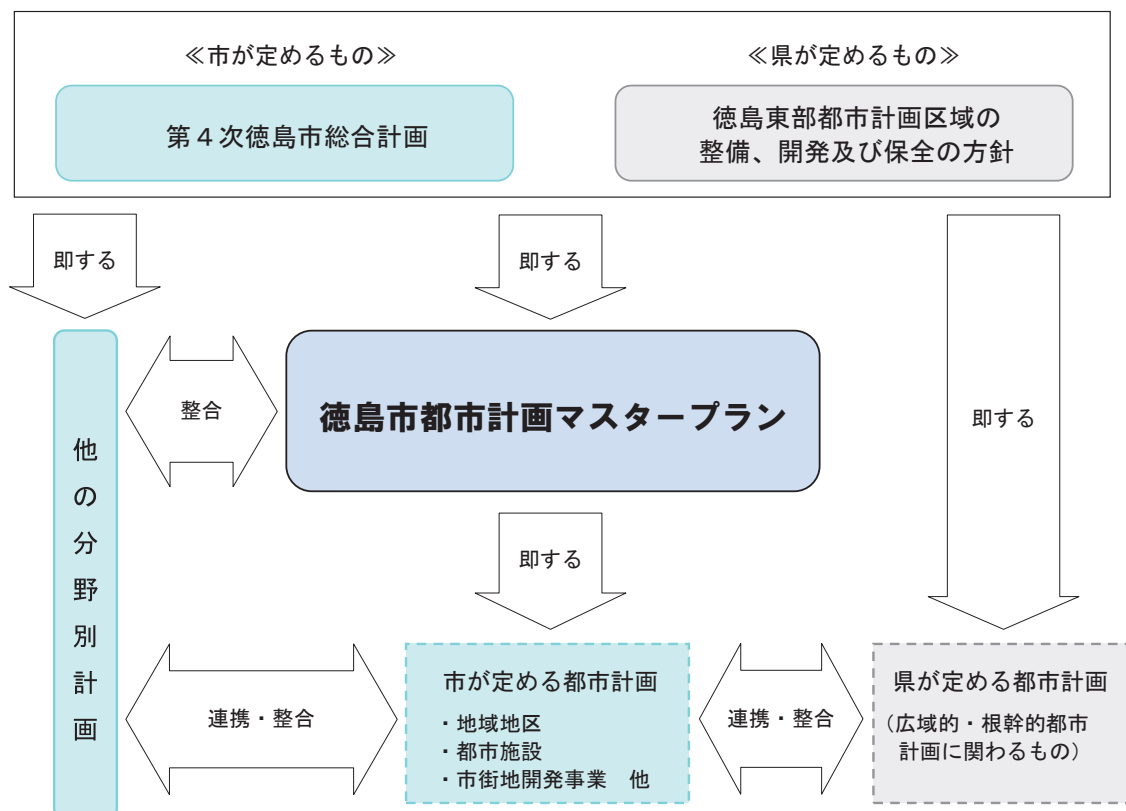
また、徳島県においては、本市を含む5市3町の都市計画における基本方針を定めた「徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定しています。

以上の動向に加え、現行の都市計画マスタープラン策定から10年以上が経過し、目標年次に達したこと、また、本市を取り巻く社会情勢等が変化したことから、新たな「徳島市都市計画の基本方針：徳島市都市計画マスタープラン」の策定（改訂）を行うものです。

## 2 位置付け

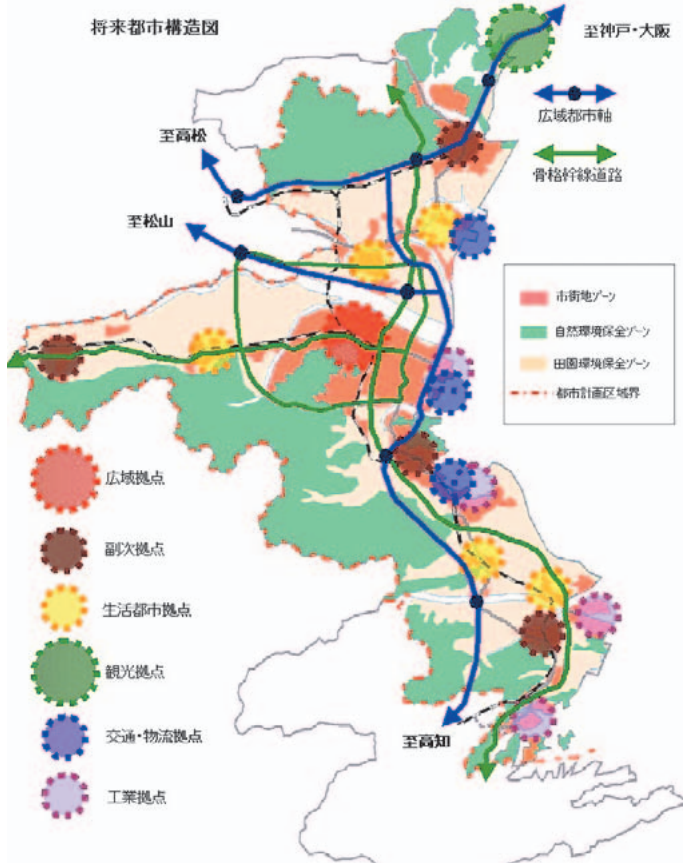
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、市町村が定める個別都市計画の指針となるものです。

また、本市が定めた基本構想（第4次徳島市総合計画）及び、都市計画法第6条の2に規定される県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島東部都市計画区域マスタープラン）に即して定めるものです。



<b>第4次徳島市総合計画の要約</b>			
まちづくりの基本理念	<b>1. 「元気とくしま」の実現</b> 個性的で活力と魅力にあふれた、全国に存在感を発信できる、「元気とくしま」の実現を目指す	<b>2. 「安心とくしま」の実現</b> すべての人が生涯を通じて、心も体も健康で、いきいきと暮らすことのできる、「安心とくしま」の実現を目指す	<b>3. 「信頼とくしま」の実現</b> 市民・事業者・行政がともに信頼しあい、市民がまちの主役としていきいきと輝くことのできる、「信頼とくしま」の実現を目指す
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 40万人規模の中核市構想の実現</li> <li>• 中心市街地の活性化 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害に強いまちづくり</li> <li>• 子供を大切にする社会の形成 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市民に開かれた市役所づくり</li> <li>• 協働によるまちづくり 他</li> </ul>
将来像	心おどる水都・とくしま		
都市基盤整備の基本方針	<p><b>■徳島東部地域における位置付けと役割</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 本市は県都として産業、交通、教育、医療、福祉、文化など様々な都市機能が集積</li> <li>• 社会構造の変化、市民の生活圏の広域化等に対応し 40 万人規模の中核市構想を推進するためには、周辺市町村の個性と魅力を活かした広域的な都市圏の形成が重要</li> <li>• 広域的な視点を持って高速交通体系の確立や都市機能の適正な立地等を推進</li> </ul> <p><b>■土地利用構想</b></p> <p><input type="checkbox"/>土地利用の方針</p> <p>「都市機能拠点の充実」「水と緑を生かした快適環境の形成」「機能的な都市構造の形成」に向けて、土地の総合的かつ計画的な利用を推進</p> <p><input type="checkbox"/>ゾーン別整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中心市街地及び周辺ゾーン：商業、業務、交通などの都市機能集積と豊かな自然を生かし、にぎわいあふれ、魅力ある中心市街地を形成。土地の高度利用やまちなか居住を促進</li> <li>• 周辺市街地ゾーン：街路、生活道路、下水道、水辺空間等の整備に努めるとともに、インターチェンジ周辺では都市機能拠点を充実</li> <li>• 市街地外延部ゾーン：豊かな自然環境との調和を保ちながら、農林水産業振興のための環境づくりに努めるとともに、レクリエーション機能を推進</li> </ul> <p><b>■交通体系網構想</b></p> <p>広域交通体系を生かした広域的な交流・連携を図るとともに、市民に身近な公共交通のあり方を検討し、安全で利便性の高い都市交通体系網を形成</p>		
目標人口	平成 28 年：267,000 人（現在の市域） 並行して、周辺市町村との合併による 40 万人規模の中核市の実現を目指す		
地域別まちづくりの方向性	市域を 9 つの地域に分け、自然環境や都市機能、生活環境などそれぞれの地域特性を生かし、本市の特徴である水と緑の豊かな自然と都市環境が共生するまちづくりを推進		

**徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島東部都市計画区域マスタープラン）の要約**

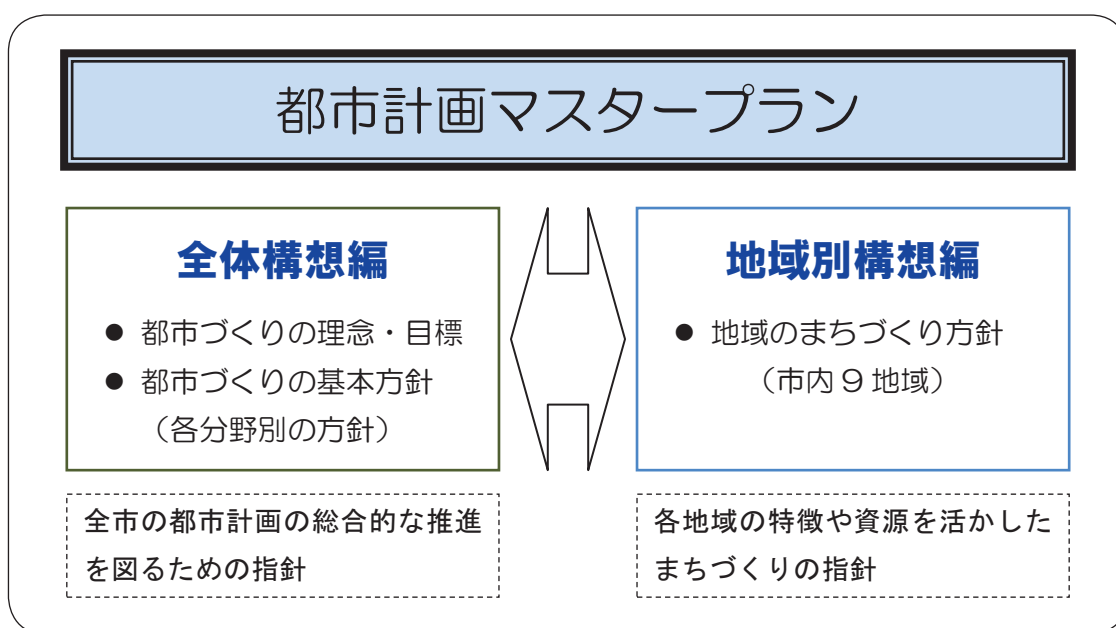
<p>区 域</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島市・小松島市・石井町・松茂町・北島町の全域、鳴門市・阿南市・吉野川市の一部</li> <li>面積：52,729ha</li> </ul>																
<p>将 来 像</p>	<p>ゆとりあるネットワーク型の都市</p>																
<p>都市づくりの理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の独自性を尊重しつつ、広域的な連携を強化する</li> <li>自然と調和した都市環境の形成をすすめる</li> <li>安全で安心して暮らせる都市づくりを行う</li> <li>すべての人が暮らしやすい、集約型都市構造の形成を図る</li> <li>住民参加による都市づくりをすすめる</li> </ul>																
<p>将来都市構造</p>	<p>広域拠点：徳島市中心市街地                  副次的な拠点：鳴門市、小松島市、阿南市、旧鴨島町（吉野川市）の中心部                  生活拠点：各市町の中心市街地、国道11号、55号等の幹線道路沿道の一部</p>  <p>※本図はマスタープラン（基本計画）であり、具体的な位置等を規定するものではありません。</p>																
<p>将来人口</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人口 \ 年次</th> <th>基準年 (H17)</th> <th>H32</th> <th>H37</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画区域内人口</td> <td>520,183人</td> <td>486,800人</td> <td>468,600人</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内人口</td> <td>347,854人</td> <td>313,000人</td> <td>294,200人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域内人口</td> <td>172,329人</td> <td>173,800人</td> <td>174,400人</td> </tr> </tbody> </table>	人口 \ 年次	基準年 (H17)	H32	H37	都市計画区域内人口	520,183人	486,800人	468,600人	市街化区域内人口	347,854人	313,000人	294,200人	市街化調整区域内人口	172,329人	173,800人	174,400人
人口 \ 年次	基準年 (H17)	H32	H37														
都市計画区域内人口	520,183人	486,800人	468,600人														
市街化区域内人口	347,854人	313,000人	294,200人														
市街化調整区域内人口	172,329人	173,800人	174,400人														

### 3 構成

都市計画マスタープランは、全体構想編と地域別構想編により構成しています。

**全体構想編**：市全体の目指すべき将来都市像とそれを支える土地利用、都市交通体系、水と緑の都市環境の方針など、全市の都市計画の総合的な推進を図るための指針を定めるものです。

**地域別構想編**：各地域の特徴やまちづくりの資源を活かし、市民と行政が連携・協力して取り組むまちづくりの指針を定めるものです。



### 4 計画の期間

計画期間は概ね10年間とし、最終年次を平成32年（2020年）とします。

なお、社会経済情勢の変化や法制度の改正、住民ニーズの変化等に対応して、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

## 5 策定の手続き

平成 21 年度（2009 年度）に庁内組織である策定委員会及び幹事会を立ち上げ、現況整理、住民アンケート及び課題の抽出を実施しました。平成 22 年度（2010 年度）は、市民会議（有識者、公募市民等）、策定委員会・幹事会、地域別意見交換会等を開催し、都市計画マスタープランの骨子を作成しました。平成 23 年度（2011 年度）も引き続き市民会議、策定委員会・幹事会を開催し、合わせて、技術検討部会、パブリックコメント、都市計画審議会及び議会報告等を経て、都市計画マスタープランを策定しました。（詳細は巻末参考資料に記載）

### 策定手続きの実施概要

	市民参加等		庁内会議	議会・審議会
平成 21 年度	住民アンケート		第 1 回策定委員会 第 1 回幹事会 第 2 回幹事会 第 3 回幹事会	
平成 22 年度	企業アンケート 学生アンケート 第 1 回地域別意見交換会 第 2 回地域別意見交換会	第 1 回市民会議 第 2 回市民会議 第 3 回市民会議 第 4 回市民会議	第 2 回策定委員会  第 4 回幹事会	
平成 23 年度	パブリックコメント	第 1 回技術検討部会 第 2 回技術検討部会 第 5 回市民会議 第 6 回市民会議  第 7 回市民会議	第 5 回幹事会  第 6 回幹事会 第 3 回策定委員会	議会報告 都市計画審議会諮問 議会報告

## 6 活用の方針

都市計画マスタープランは、本市が定める都市計画の指針となるものです。

今後、本都市計画マスタープランの周知を図りつつ、市民、事業者、行政等の協働により、用途地域の見直しをはじめ、都市計画道路、都市計画公園等の都市施設の整備や見直し、市街地環境の維持・向上、地域の魅力向上のためのルールづくりなど、本市の都市計画や魅力あるまちづくりの計画的な推進に活用します。